

心に寄り添うお手伝い

代表ご挨拶

今、日本では世界に前例のない速さで高齢化が進み、どの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えました。

「団塊の世代」が2012年から65歳になり、これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた経験を活かし、今後の超高齢社会を先導する役割が期待されている一方で、地域社会崩壊による社会的孤立、認知症高齢者の増加、高齢ドライバーの交通事故多発などの問題も出てきました。超高齢社会において、日常生活でサポートが必要な高齢者が急増しており、高齢者は日常の買い物・病院への通院・使いにくい交通機関などに不便を感じています。地域が一体となって高齢者が生活しやすい環境を整備すべきであると考えています。

いきいきライフ協会名古屋は、超高齢社会における社会貢献を行うため、調査・研究を怠らず、シニアの方々が安心・快適に暮らせるように、さまざまな支援を行うことを目的に設立されました。支援には、買い物代行・病院の付き添い・外出介助などの日常生活支援から安否確認などの見守り支援、不動産売却・生前整理・遺言作成・葬送支援などの終活支援まで多岐にわたっています。

終活支援には、専門知識や専門資格が必要になることも多く、法律家・不動産業者・医療関係者・介護事業者・葬送支援者・遺品整理業者などと連携（又は紹介）し、サポートを行っています。

いきいきライフ協会名古屋は、超高齢社会における社会貢献を常に考え「心に寄り添うお手伝い」をモットーに、一人でも多くのシニアの方が心豊かな老後を送れるよう、挑戦し続けていきます。



一般社団法人
いきいきライフ協会 名古屋
.....
代表理事
朽木 瑛浩

会社概要

事務所名	一般社団法人 いきいきライフ協会 名古屋
所在地	〈名古屋事務所〉 名古屋市中区大須4-10-32 上前津KDビル6階 〈豊橋事務所〉 豊橋市広小路1-18 ユメックスビル5階（トライアルビレッジ内）
TEL/FAX	052-265-6131 / 052-265-5530
設立年月日	平成24年6月1日設立

事業目的

高齢者や障がい者の生活や生きがいづくりの支援、死後の事務処理、葬儀や相続に関する調査、研究、支援、相談など総合的なライフコンサルティングを行うことにより人権擁護を図るとともに、本人あるいは親族の精神的、経済的負担を軽減し、高齢者医療・福祉・介護などの増進に寄与することにより国民の権利の擁護と公正な社会の実現の達成に努めること。

死後事務



【支援内容】

いきいきライフ協会がお客様のご希望に沿った葬儀・供養(永代供養)・納骨及び法要(初七日・一周忌・三回忌など)を執り行い、自宅または高齢者施設の遺品の整理からライフラインの解約、郵送物の停止などのご逝去後に必要な事務手続き全般を行います。

【ポイント】

預貯金がいくらあっても、ご逝去されると口座が凍結されてしまい、葬儀費用が支払えないなどのおそれがあります。

事前に葬儀費用などの必要費(葬儀費用・供養料・永代供養料・納骨費用・法要にかかるお布施・家財道具の処分費用など)は、信頼できる方や専門家ときちんと契約(財産管理契約・信託契約など)した上で預けておき、万一の時まで、触らずに保管しておいてもらいましょう。

【こんな方に】

身寄りがないので葬儀や供養のことが心配な方

跡取りがないため、お墓のことで困っている方

永代供養や納骨堂、墓終いを考えている方

死亡後の膨大な事務手続きは専門家に任せたい方

【料金表】

【基本手数料】

死後事務 30,800円

※原則弁護士などの専門家によるサポート費用を含む

【手続費用】

死後事務履行報酬 330,000円

法要事務履行報酬 110,000円/回

遺言執行



【支援内容】

お客様の作成した遺言書どおりいきいきライフ協会が遺産(不動産・預金債権・有価証券など)の全てについて名義変更・払戻し・解約などの手続きを行い、終末期の医療費・最後の月の施設利用料・公租公課・葬儀費用などを支払い、お客様が指定した方に安全に相続財産を引き渡します。

【ポイント】

遺言執行者は大切な財産を取り扱いますので、お客様の意に反した勝手な取り扱いをしないように、善管注意義務・目録作成義務・報告義務などさまざまな義務を負います。通常、相続人や受遺者は遺言執行の知識がないことがほとんどですので、適切な遺言執行ができない可能性があります。遺言執行者には専門家を選任することをお勧めします。

【こんな方に】

銀行口座・証券口座が合計3つ以上ある方

不動産を売却し、現金で相続させたい方

お布施や葬儀費用などの支払いをしてほしい方

寄附を考えている方

【料金表】

【基本手数料】

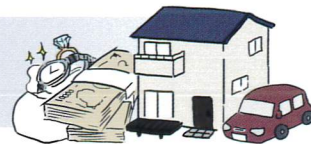
遺言 85,800円

※原則弁護士などの専門家によるサポート費用を含む

【執行費用】

遺言執行報酬 330,000円～

財産管理 / 任意後見



【支援内容】

弁護士など法律家の監督の下、いきいきライフ協会がお客様の財産管理人/任意後見人となり、①適切な財産の管理②安全な重要書類の保管③24時間対応の身上監護を行うことで、お客様が安心して老後生活を送れるようにお手伝いします。

【ポイント】

すでに判断能力が低下した方の財産管理や契約の代理行為については、家庭裁判所に「成年後見人」を選任してもらう必要があります。成年後見人にどなたが選ばれるかは裁判所次第となり、場合によっては全く会ったことのない方が選ばれることもあります。後見人の指定をしておきたい場合は、判断能力が低下する前に、将来後見人になってもらう方と「任意後見契約」しておく必要があります。

【こんな方に】

判断能力が低下後の日常生活が心配な方

親戚と疎遠で財産管理は任せられない方

契約の代理などは法律家に任せたい方

不動産(空き家)を持っている方

【料金表】

【基本手数料】

財産管理及び任意後見 132,000円

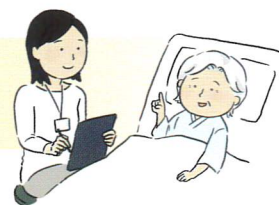
預託金に関する事務委任 22,000円

※原則弁護士などの専門家によるサポート費用を含む

【月額費用】

任意後見サポート 22,000円~/月

終末期医療



【支援内容】

お客様の終末期医療や介護について、その方針や希望を細かくお聞きし、介護・医療に関する「いざという時の意思表示」宣言書作成のお手伝いをします。定期的に意思の変更がないか確認を行い、状態急変時や判断能力低下後は医療機関に対し、いきいきライフ協会がお客様の意思を伝えます。

【ポイント】

延命治療は望まない旨を宣言することを「尊厳死宣言」と言います。尊厳死宣言がある場合でも、医療機関は必ず従わなければならないとまではされておりませんが、近年では尊厳死宣言書を医師に示したことによる尊厳死許容率は90%を超えています。尊厳死宣言書は、生命に関する重要な書類となりますので公正証書で作ることをお勧めします。

【こんな方に】

延命治療は望まない方

終末期医療について希望のある方

病気告知の仕方や配慮について希望のある方

最後を迎えたい場所の指定がある方

【料金表】

【基本手数料】

いざという時のための意思表示宣言 33,000円

※原則弁護士などの専門家によるサポート費用を含む

緊急支援

SOS!



【支援内容】

お客様が将来、病気・事故などにより緊急な対応が必要となったときに、いきいきライフ協会が病院まで駆けつけ、医師の診察に同席し、入院が必要と診断されたときは、入院に必要な各種手続きや必要品の持ち込み・買い出しなどの入院支援を行います。

【ポイント】

近年の救急搬送では、高齢者の占める割合が56.7% (2015年)、57.2%(2016年)、58.8%(2017年)と年々高まっています。

また、緊急対応は24時間いつ起こるか分からないため、いつでも来てもらえるよう準備しておく必要があります。

場所的に近い方で時間的余裕のある方に、日ごろから健康状態を伝え、緊急時はすぐに駆け付けてもらえるよう頼んでおきましょう。

【こんな方に】

緊急時にすぐに駆けつけてくれる人がいない方

入院手続きの補助をしてくれる人がいない方

入院時に必要品を準備してくれる人がいない方

定期的にお見舞いに来てくれる人がいない方

【料金表】

【初期費用】

登録事務手数料 55,000円/初回

【都度費用】

ご訪問等 1,375円/15分/支援員一人当たり

緊急訪問サポート 5,500円/回

緊急入院付き添い 11,000円/回

※ご訪問等の時間は、原則事務所出発時から事務所帰着時まで

身元保証支援



【支援内容】

お客様が現在または将来において必要となる高齢者施設などへの入居・転居、介護福祉サービス利用又は病院への入院に際し、いきいきライフ協会が身元保証人となり、お客様の緊急時連絡先となってその支援を行い、ご逝去または退去時に身柄を引き取ります。

【ポイント】

施設側が求める身元保証人の機能や役割は、①緊急時の連絡先②ご逝去時のご遺体・遺品の引取り③施設利用料金の支払や滞納時の保証などがあります。

身元保証人の必要性について、ベッド数が20床以上の病院では約90%が「身元保証人を求める」と回答しました。

事前に、すべてに対応できるしっかりとした身元保証人を選んでおきましょう。

【こんな方に】

介護施設に入居したいが、独り身なので身元保証をしてくれる人がいない方

入院の際、近くに身元保証をしてくれる人がいない方

子供が遠方にいるが、普段から疎遠なのであまり関わりたくない方

親戚とは関係性が良くないので頼ることができない方

【料金表】

【初期費用】

身元保証委託契約 330,000円~/初回

【年間費用】

身元保証料(介護) 52,800円/年

【都度費用】

身元保証人就任(介護) 52,800円/回

身元保証人就任(医療) 22,000円/回

見守り支援



支援内容

いきいきライフ協会が訪問などによるお客様の定期的な安否確認を行い、面談などを通じて、お客様といきいきライフ協会との間で意思疎通を確保し、お客様の生活状況及び心身の健康状態を把握することにより、地域社会においてお客様が安心して暮らせるように見守ります。

ポイント

いきいきライフ協会の行う安否確認は「コミュニケーションタイプ」と言い、担当者が直接お宅を訪問するなどして安否確認を行います。そのほかにも、自宅に通信機器を設置し、緊急時に操作することで警備スタッフが対応する「緊急通報タイプ」、機械の目で常時安否確認を行う「IoTタイプ」があります。複数の方法を実施されると良いでしょう。

こんな方に

安否確認してくれる人が近くにいない方

単身高齢者なので、たまに話し相手がほしい方

判断能力が低下していないか確認してほしい方

両親の生活状況について定期的に報告してほしい方

料金表

【年間費用】

定期訪問サポート3回 16,500円/年

定期訪問サポート6回 33,000円/年

定期訪問サポート12回 66,000円/年

※30分～1時間程度のご訪問

日常生活支援



支援内容

いきいきライフ協会がお客様の日常生活を家族の代わりとなって、物品購入などの日常関連取引、事務の代行、お小遣いお届け、病院の受診・通院の付き添い、高齢者施設見学の付き添い、外出の介助、生きがいつくりに関するお手伝いなどの支援を行います。

ポイント

いきいきライフ協会の行う日常生活支援（介護保険外サービス）は、介護保険サービスでは補えない病院・散歩・お墓参り・冠婚葬祭など外出するときの手伝いや付き添い、生きがいつくりなどのサポートします。

入浴介護や家事支援などの介護保険サービスと併用して、日常生活を快適に過ごせるよう対策しておきましょう。

こんな方に

日頃からサポートしてくれる人が近くにいない方

病院の通院の付き添いをしてほしい方

入居したい高齢者施設と一緒に探してほしい方

役所関連などの難しい手続きは手伝ってほしい方

料金表

【都度費用】

支払代行 3,300円/月5件毎

事務代行 1,100円/15分

ご訪問等 1,375円/15分/支援員一人当たり

※ご訪問等の時間は、原則事務所出発時から事務所帰着時まで



葬儀代行 サポートプラン	死後事務 フルサポートプラン	身元保証 フルサポートプラン
初期費用	初期費用	初期費用
52,800 円	138,600 円	488,400 円 +2ヶ月分の賃料相当
年間費用	年間費用	年間費用
0 円	0 円	69,300 円
都度費用	都度費用	都度費用
死後事務 330,000 円	死後事務 330,000 円 遺言執行 330,000 円～	ご訪問等 1,375 円 /15分 緊急駆けつけ 5,000 円 /回 入院時身元保証 22,000 円 /回 死後事務・遺言執行 660,000 円～
支援内容	支援内容	支援内容
預託金管理事務 死後事務	預託金管理事務 死後事務 遺言執行	見守り支援 日常生活支援 緊急支援 身元保証支援 財産管理・任意後見 終末期医療 預託金管理事務 死後事務 遺言執行



見守り サポートプラン	緊急駆けつけ サポートプラン	身元保証 サポートプラン
初期費用	初期費用	初期費用
0 円	88,000 円	217,800 円 +2ヶ月分の賃料相当
年間費用	年間費用	年間費用
16,500 円	16,500 円	69,300 円
都度費用	都度費用	都度費用
ご訪問等 1,375 円 /15分	ご訪問等 1,375 円 /15分 緊急駆けつけ 5,000 円 /回	ご訪問等 1,375 円 /15分 緊急駆けつけ 5,000 円 /回 入院時身元保証 22,000 円 /回
支援内容	支援内容	支援内容
見守り支援 日常生活支援	見守り支援 日常生活支援 緊急支援 終末期医療	見守り支援 日常生活支援 緊急支援 身元保証支援 終末期医療